

新座市立地適正化計画 住民説明会



1. 立地適正化計画とは
2. 計画策定の背景と目的
3. 計画策定について
4. まちづくりの基本方針
5. 居住誘導区域の設定
6. 都市機能誘導区域の設定
7. 誘導施設の設定
8. 本市独自のゾーンの設定について
9. 防災指針



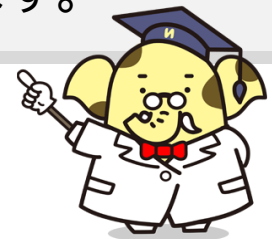
1 立地適正化計画とは

立地適正化計画の概要

これからのまちづくりにおいては、将来的な少子高齢化の進行や人口減少に起因する諸問題や、道路や公園等の都市基盤の老朽化、激甚化する自然災害など、多様化する都市の課題に対応することが求められています。

そこで、国においては、平成26年に都市再生特別措置法を改正し、「立地適正化計画」制度を創設しました。計画では、居住や都市機能増進施設（生活利便施設）の立地の誘導に関する基本的な方針や、具体的な区域、施策等を定めます。

また、行政と住民や民間事業者が一体となり、「人が住むエリアをコンパクトに集約し、それらを公共交通等のネットワークで結ぶ」コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための制度となっています。



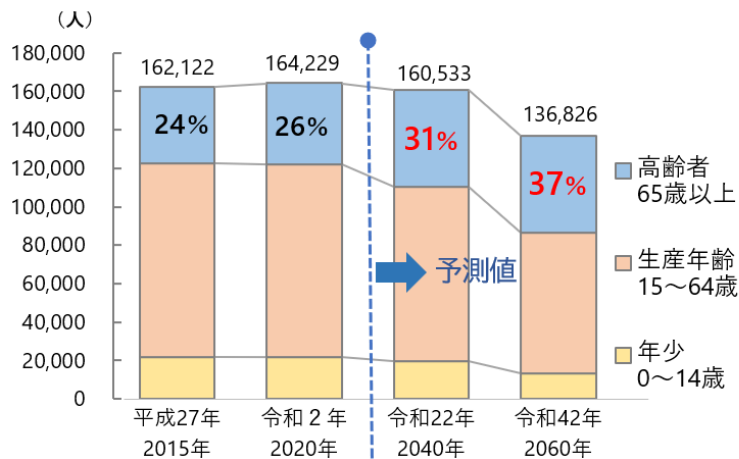
2 計画策定の背景と目的

本市の現状と今後

本市は、交通利便性の高さや都心に近いことなどの特性により、20年後においても大きく人口は減少しないと予測されていますが、年齢構成別に見ると、高齢者人口が増え、年少人口や生産年齢人口は減少すると考えられています。これにより、税収が減少する一方で歳出に占める社会保障費（民生費）が増加すると見込まれます。

新座市の人口の推移

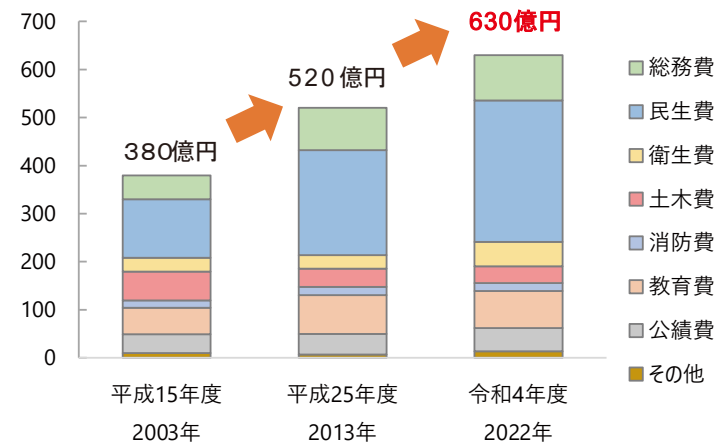
高齢者の割合が20年で約5%増の予測



資料：国立社会保障・人口問題研究所

新座市の歳出

歳出額は増加の傾向



資料：地方財政状況調査

2 計画策定の背景と目的

本市の現状と今後

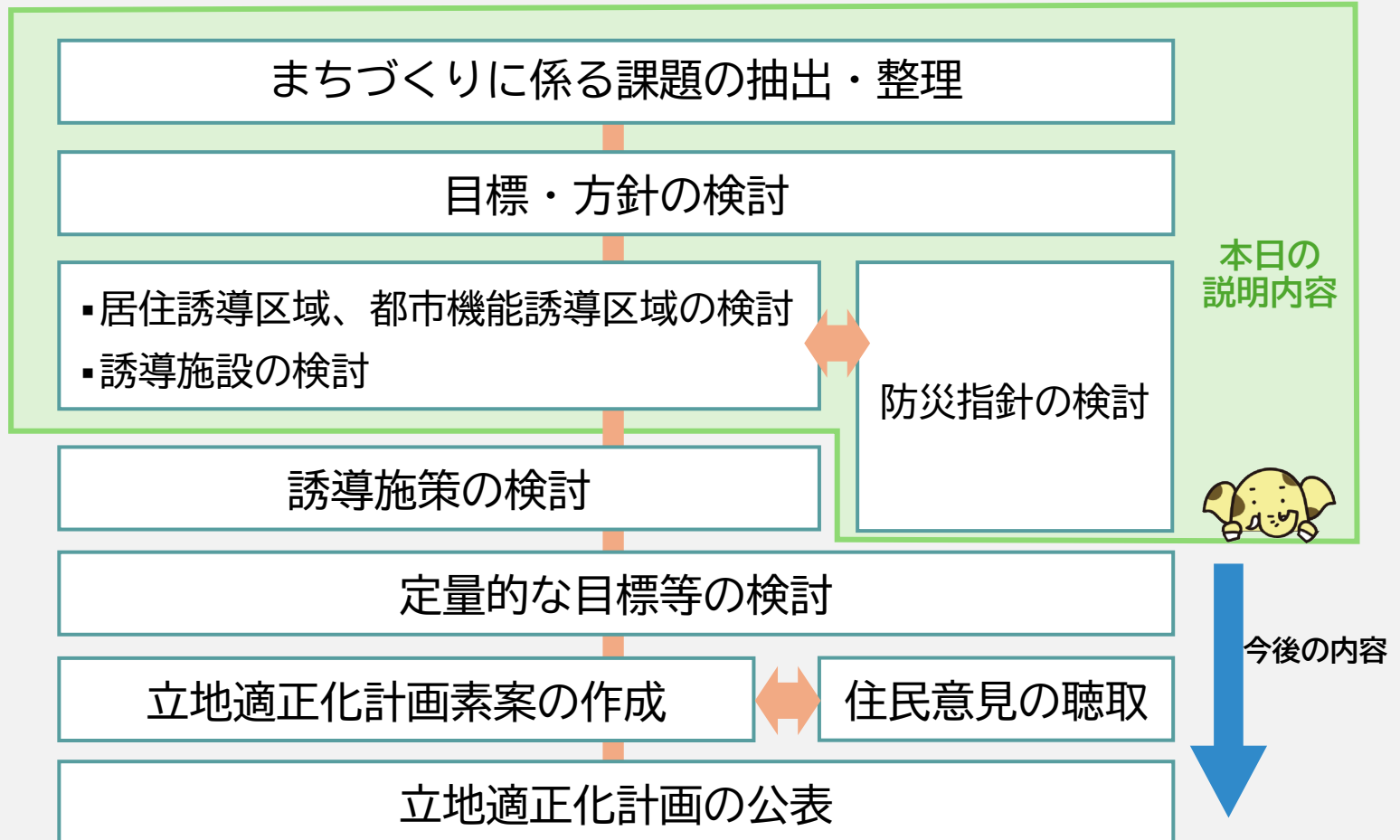
人口減少・少子高齢化により税収などの財政資源が限られるとこんな課題が・・・



限られた財政資源の中でも長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを考える必要があることから、計画を策定することとしました。

3 計画策定について

計画策定の流れ



3 計画策定について

計画期間

2026年(令和8年)から2042年(令和24年)まで

本計画の位置づけ

埼玉県

新座市まちづくり埼玉プラン

新座都市計画 都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針

即する

新座市都市計画マスタープラン

新座市立地適正化計画

整合
連携

新座市

第5次新座市総合計画

新座市人口ビジョン

新座市デジタル田園都市構想総合戦略

関連計画

- ・新座市公共施設等総合管理計画
- ・新座市公共施設再配置計画
- ・新座市地域公共交通計画
- ・新座市地域防災計画 等

策定中

4 まちづくりの基本方針

立地適正化計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）

第5次新座市総合計画では、市が目指す3つの基本方向を定め、市の将来都市像を右のように定めています。また、新座市都市計画マスタープランにおいても、この将来都市像を共有しています。

新座市が目指す3つの基本方向

子どもが
のびのびと
育つまち

安心して
暮らすことが
できるまち

住みやすく
魅力的なまち

将来都市像

未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる
豊かなまち 新座

これらを踏まえ

計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）

次世代につなぐ コンパクトで安心な暮らしやすいまち 新座

4 まちづくりの基本方針

課題解決のための誘導方針

居住

1 ゆるやかな集約に向けた取組の着手と、暮らし続けられる生活環境の整備

災害リスクが高い地域を中心に、緩やかな集約を進め、交通の便利さや自然が共存する地域特性を活かし、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市を目指します。

都市機能

2 都市機能の集約化による各拠点の利便性・滞在快適性の向上

医療・福祉・子育て・商業施設や、公共施設などを誘導し、都市機能の集約化や、公共施設の複合化等で拠点の利便性を高め、にぎわいと魅力に満ちたまちを目指します。

公共交通

3 各地域から拠点へ、また拠点間でアクセスしやすい公共交通網の維持

バス路線の見直しや乗り換えの改善を進め、公共交通の利用者増とサービス水準の維持を目指します。また、新たな交通手段の導入等により市内各地域から拠点への移動手段の確保を目指します。

防災

4 都市基盤の強化や市民の意識醸成による都市防災力の向上

巨大地震や水害への対策に加え、火災発生の際に危険性の高い住宅密集地の改善に向けて、都市防災力の向上を推進します。

将来構想

5 将来構想を踏まえた段階的なまちづくり

大きなプロジェクトの進み具合にあわせて、拠点や誘導区域の見直しを行うなど、段階的にまちづくりを進めます。

4 まちづくりの基本方針

目指すべき都市の骨格構造

都市計画マスタープランで定めている都市構造の考え方を基本に、本計画では5つの拠点に都市機能誘導区域を設定します。

都市拠点 ▶ 志木駅周辺、新座駅周辺
行政拠点 ▶ 市役所周辺
生活拠点 ▶ ひばりヶ丘駅北口周辺
準生活拠点 ▶ 福祉の里周辺

* 本計画で新たに設定

《拠点》

- 都市拠点
- 生活拠点
- 行政拠点

《軸》

- 広域連携軸〔鉄道〕
- ||||| (構想)
- 広域連携軸〔道路〕
- (他都市計画道路)
- 地域連携軸〔道路〕
- (他都市計画道路)
- シンボル軸
- (他都市計画道路)

《ゾーン》

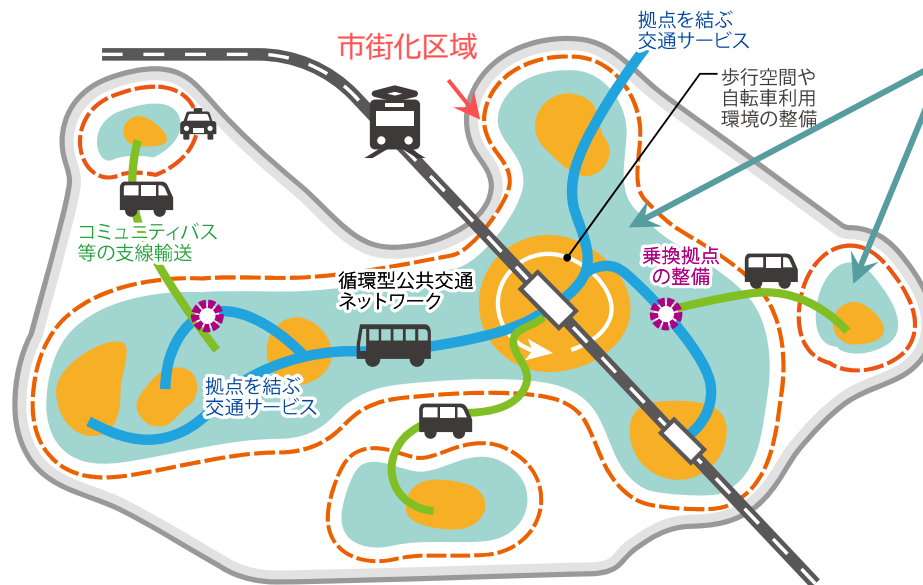
- 市街地ゾーン
- 市街地検討ゾーン
- 環境保全ゾーン



5 居住誘導区域の設定

基本的な考え方

都市再生特別措置法に定める「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」であり、人口減少時にも、一定エリアの人口密度を維持することにより、行政コストを圧縮し、行政サービスや生活に必要な民間のサービスの維持と水準低下の抑止を図っていくエリアです。また、歩いて暮らせるまちづくりを推進し、地域の賑わいやコミュニティの持続性の確保を目指します。



居住誘導区域

既に一定の人口集積があり災害リスクが低いエリアなどに居住を誘導

設定の考え方

新座市域全体から、市街化調整区域や災害リスクが高いエリア、人が住むのに適していないエリア（非可住地）等を除く、「引き算方式」で区域を決めています。

5 居住誘導区域の設定

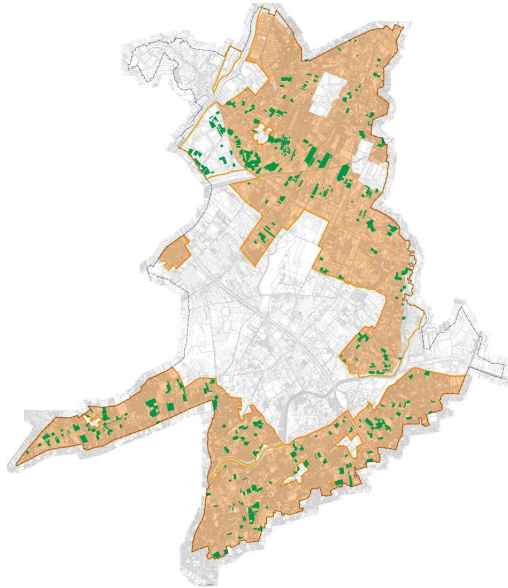
除外を検討する区域の設定の検討

市における指定・分布状況と、設定の方針を整理します。

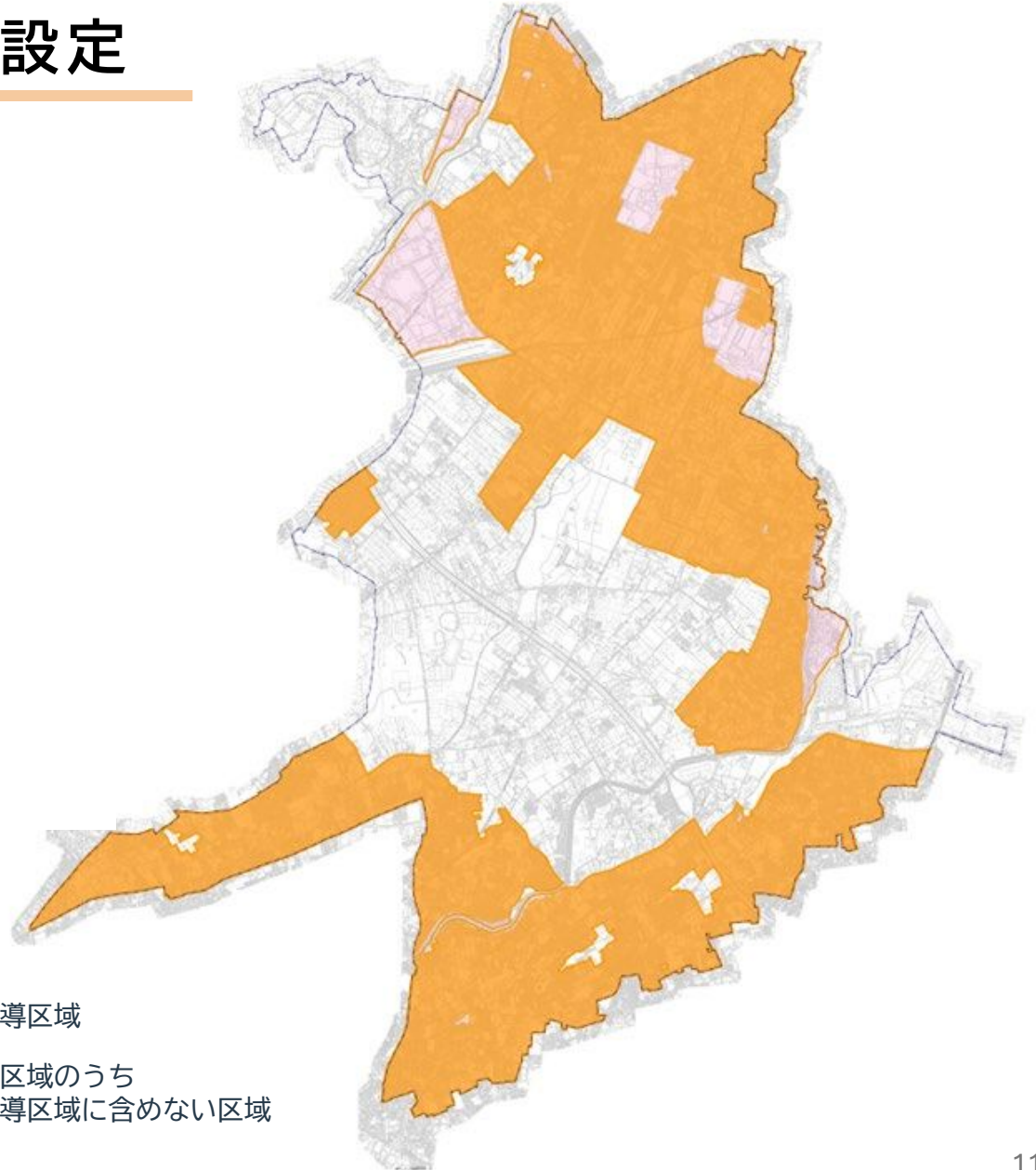
なお、市街化調整区域は、居住誘導区域の対象外となります。

指定区分	本市における指定状況	設定の方針
① 土砂災害特別警戒区域	規模は大きくないものの、黒目川沿いの一部のほか、中野二丁目や池田一丁目付近等に点在。	除外
② 土砂災害警戒区域	野火止台地の崖地付近に分布しており、中野二丁目や市営墓園西側でやや広いエリアが指定されている。	除外
③ 急傾斜地崩壊危険区域	栄一丁目の一部（妙音沢）が指定されている。	除外
④ 浸水想定区域（洪水）	柳瀬川及び黒目川の両岸が広く指定されており、特に新座団地の一部や柳瀬川周辺に、3.0m以上の浸水が予想されているエリアがある。	浸水深3.0m以上のエリアは除外
⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域	柳瀬川及び黒目川の沿川部が指定されており、特に黒目川については両岸の全区域で指定され、住宅地も多く含まれている。	除外
⑥ 非可住地	工業系用途地域は合計約162haが指定されている。北野一丁目に立教大学新座キャンパスが所在。	現況の施設の立地状況を考慮したうえで除外
⑦ 公共交通空白地域	市街化区域は概ね全域が公共交通サービス圏域（駅800m、バス停300m）に含まれており、公共交通空白地域はごく一部。	除外しない
⑧ 生産緑地地区	257箇所・合計約90haが指定されている。	除外

5 居住誘導区域の設定



(参考図) 生産緑地の分布状況 *令和6年



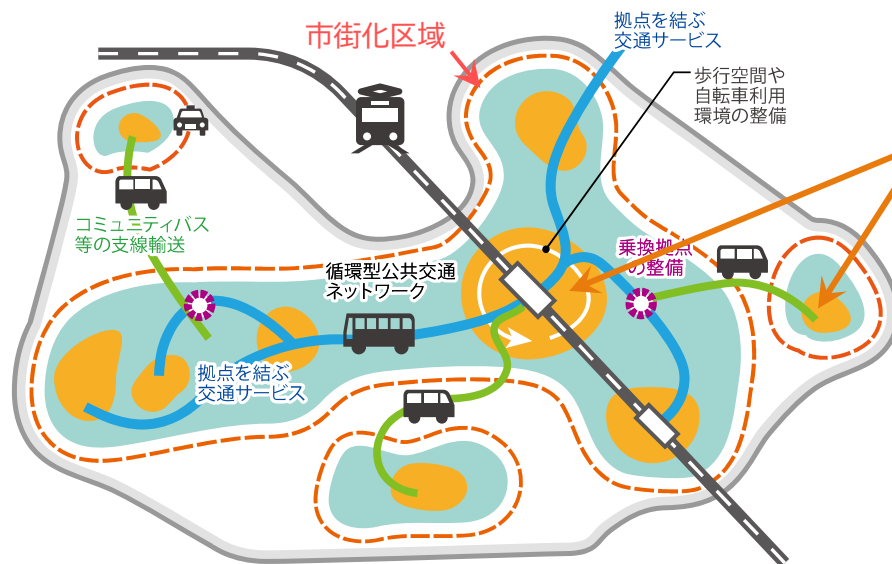
- 居住誘導区域
- 市街化区域のうち
居住誘導区域に含めない区域

6 都市機能誘導区域の設定

基本的な考え方

国の手引きや「都市計画運用指針」において、設定が想定される区域

- 原則として、居住誘導区域の中に位置する区域
- 鉄道駅に近い業務、商業等の都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスがしやすい区域
- 公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域



都市機能誘導区域

駅の周辺や商業等が集積している
中心的な拠点到定める

区域の規模は徒歩や自転車等により
容易に移動できる範囲で定める

6 都市機能誘導区域の設定

区域設定の方針

1. 設定の前提となる条件

- ① 居住誘導区域の中に設定する。
- ② 拠点となる施設（駅及び市役所等）から半径800m程度を徒歩圏とみなし、それを概ね超えない範囲とする。

2. 都市計画の決定状況や現況を鑑みた条件

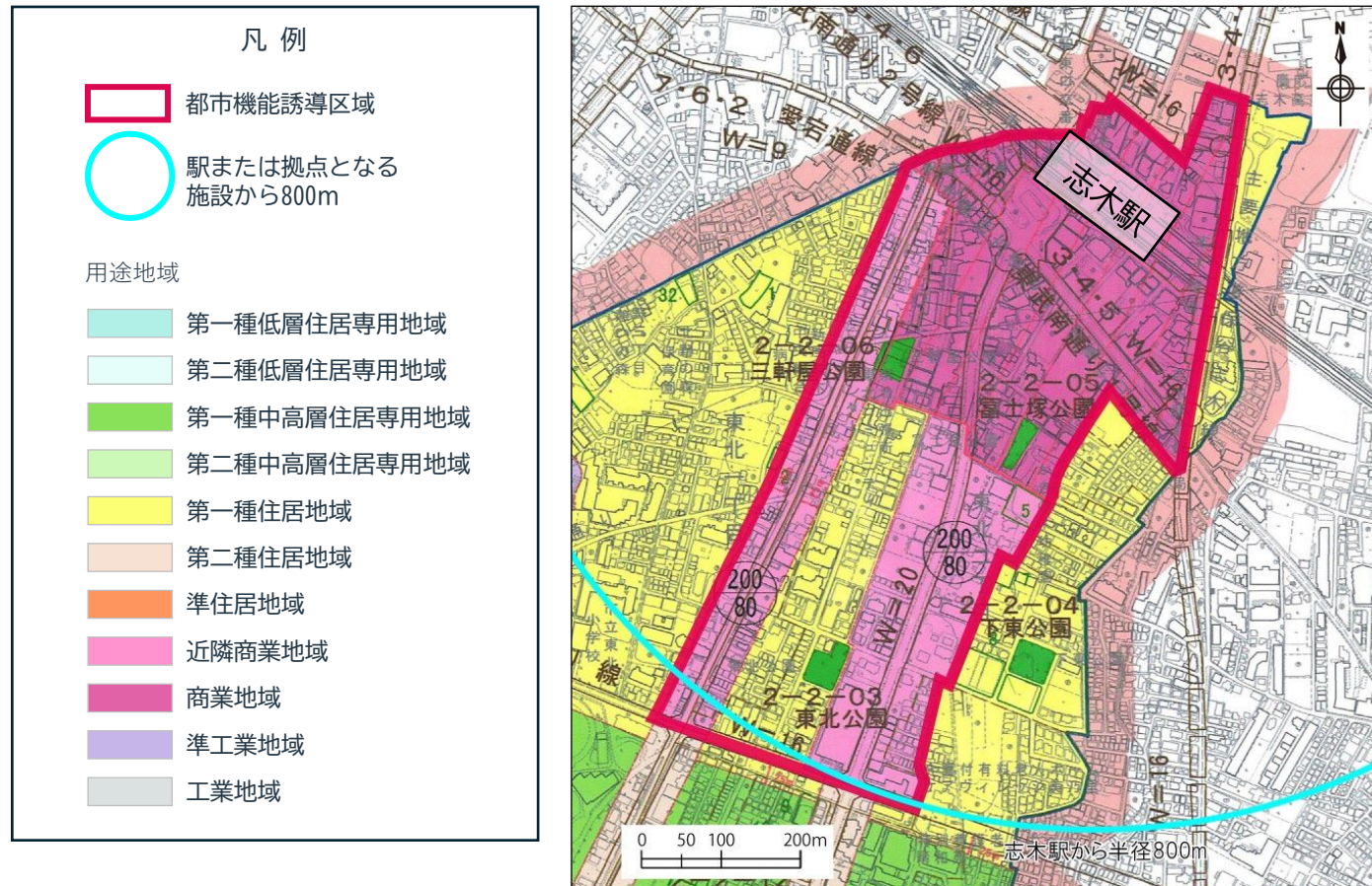
本市で指定されている11種類の用途地域のうち、商業系の用途地域と、商業施設との共存を前提としている用途地域を中心に指定する。

	用途地域	設定条件
商業系	商業地域	→都市機能誘導区域に 含める 対象とする ○商業・集客施設の立地を前提としている、あるいは商業施設と住宅の共存を前提としている地域。
	近隣商業地域	
住居系	第一種低層住居専用地域	→原則は都市機能誘導区域に 含めない ○住居系は良好な住環境を、工業系は工業や事業所の操業環境をそれぞれ維持することを優先する。 ○ただし、以下の条件を満たす場合や、周辺環境との調和性・連続性等を考慮し、区域に設定することが妥当な場合は含めるものとする。
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
工業系	工業地域	○誘導施設の立地状況⇒特に維持を図りたい既存施設が立地している ○土地区画整理事業の事業区域⇒事業の実施により都市基盤が整備されている ○幹線道路沿道⇒将来的に各種施設の立地が想定される
	準工業地域	

6 都市機能誘導区域の設定

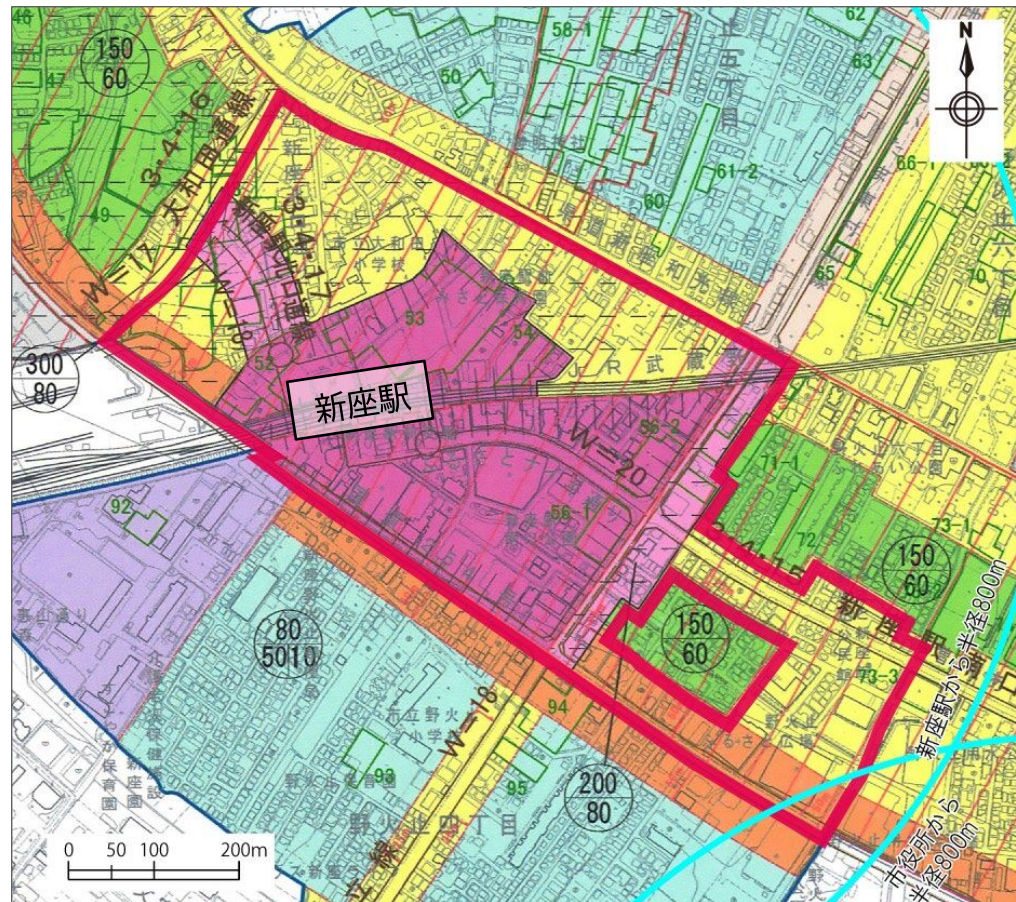
都市機能誘導区域 5 エリア（合計 約79.3ha）

■都市拠点 志木駅周辺 31.4ha



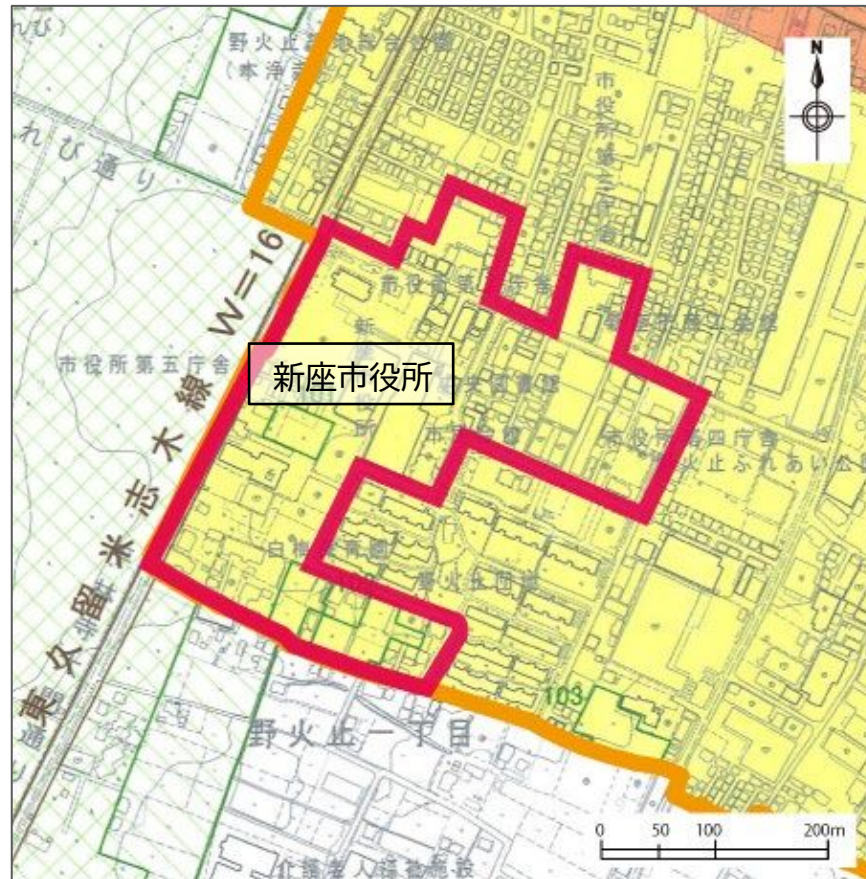
6 都市機能誘導区域の設定

■都市拠点 新座駅周辺 33.6ha



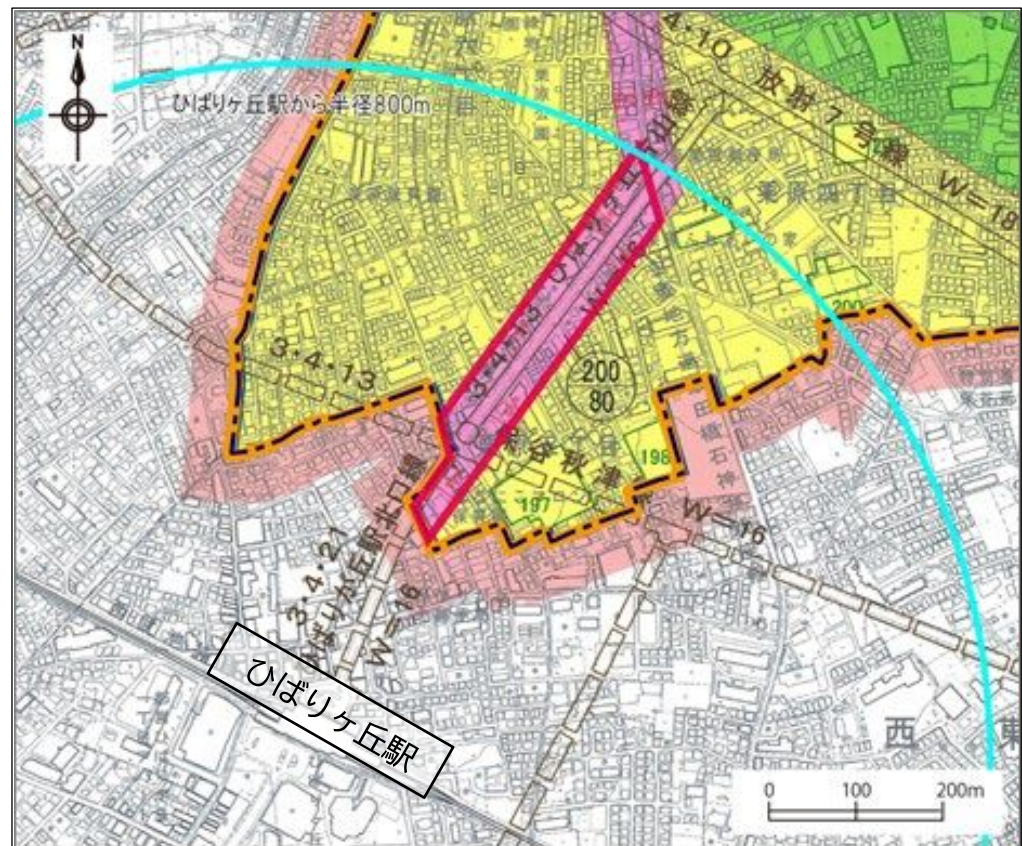
6 都市機能誘導区域の設定

行政拠点 新座市役所周辺 9.5ha



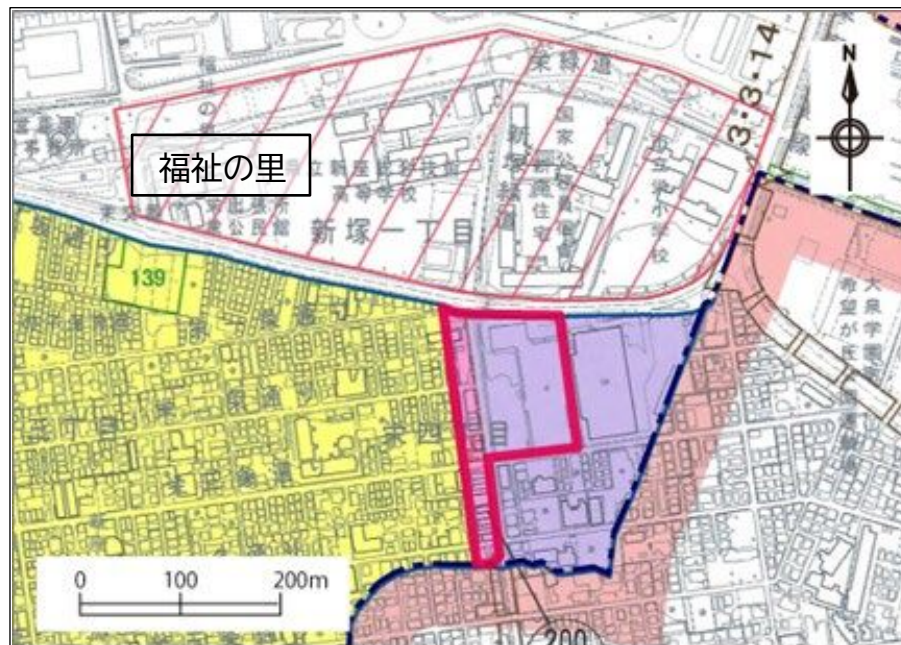
6 都市機能誘導区域の設定

■生活拠点 ひばりヶ丘駅北口周辺 2.7ha



6 都市機能誘導区域の設定

■準生活拠点 福祉の里周辺 2.1ha



7 誘導施設の設定

基本的な考え方

国の指針や手引きでは、誘導施設について次のように示されています。

- 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（生活利便施設）を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することもある。

この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

- 新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することもある。



7 誘導施設の設定

誘導施設設定の方針

視点1：各施設についての立地特性の確認

○立地特性により2種類に分類します。

地域密着型（各地域で利用が見込まれる施設）

地域住民の日常生活に密接に関連していることから、各地域に分散して立地することが適している施設。（➡原則、誘導施設として設定しない）

拠点立地型（広域から利用が見込まれる施設）

多くの市民の利用が見込まれ、鉄道や他の生活利便施設と近接することによってさらに利便性が高まることから、拠点周辺への立地を誘導すべき施設。（➡誘導施設として設定する候補とする）

視点2：上位・関連計画や施策との整合性

○本市の上位・関連計画や施策で位置づけのある施設について、整合を取りながら反映します。

本市における誘導施設の設定

○拠点の性質、公共施設再配置計画との整合も考慮しながら、各都市機能誘導区域において維持または立地を誘導すべき施設を誘導施設として設定します。

7 誘導施設の設定

本市における誘導施設の設定

各拠点の位置付けや現在の施設の立地状況を考慮し、立地誘導の考え方、立地や誘導タイプの分類を整理することにより誘導施設を定めます。

なお、現時点において誘導施設に位置付けられていない施設について、今後、上位計画等で位置付けられた際は、誘導区域の見直しを行います。

誘導施設の設定

機 能	施 設	施設の特性及び立地誘導の考え方	志木駅 周辺	新座駅 周辺	市役所 周辺	ひばりヶ 丘駅北口 周辺	福祉の里 周辺
行政	市役所	全市民が利用し、拠点の中心となる施設			●		
	市役所出張所	住民の利便を図るために各種手続きの一部を取り扱う窓口	●				
文化 交流	市民会館（市民ホール）	全市民の利用が想定される。現在は2箇所いずれも都市機能誘導区域内に立地している。		●	●		
	図書館	広域からの利用が想定される。現在は都市機能誘導区域内に立地している。			●		
	図書室	公民館やコミュニティセンターに併設することを想定している。	●				
	公民館・コミュニティセンター	文化活動や集会室の利用など幅広い世代の人が集まる施設	●				
医療	病院	総合的な医療サービスを提供する施設として、市内外からの利用が想定される。	●				
	診療所（内科又は外科）	市民の身近な「かかりつけ医」として、日常的な利用を想定すると同時に、各地域から公共交通でアクセスしやすい駅周辺の立地を想定する。	●	●		●	●
教育	小学校・中学校	普通教育を施すための機関。地域ごとに児童（生徒）数に応じた適切な立地を図る。		●			
子育て	保育所 （認定こども園、小規模保育施設等含む）	働きながら子育てを行う世代を支え、就学前児童の健やかな育ちを支援する施設。	●	●	●	●	●
	子育て支援センター	主に未就学児のいる親子の交流の場や育児相談、育児情報の提供等、多様なサービスを提供している。保育所や児童センターに併設されている。	●				
商業	大規模小売店舗	広域的商圈による集客力があり、にぎわいを創出する施設	●	●			●
金融	銀行、信用金庫等（窓口を有する施設）	金融サービスを提供する施設	●	●		●	

視点2：市の施策（三軒屋）

視点2：市の施策（大和田小）

7 本市独自のゾーンの設定について

基本的な考え方

本市で予定・構想されている以下の大規模なプロジェクトに係るエリアは、都市計画マスタープランにおいても、新たなまちづくりを検討するゾーンとして位置づけられています。

- 都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線及び保谷秋津線等の整備(予定)
- 関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置(構想)
- 地下鉄12号線延伸及び新駅の設置(構想)

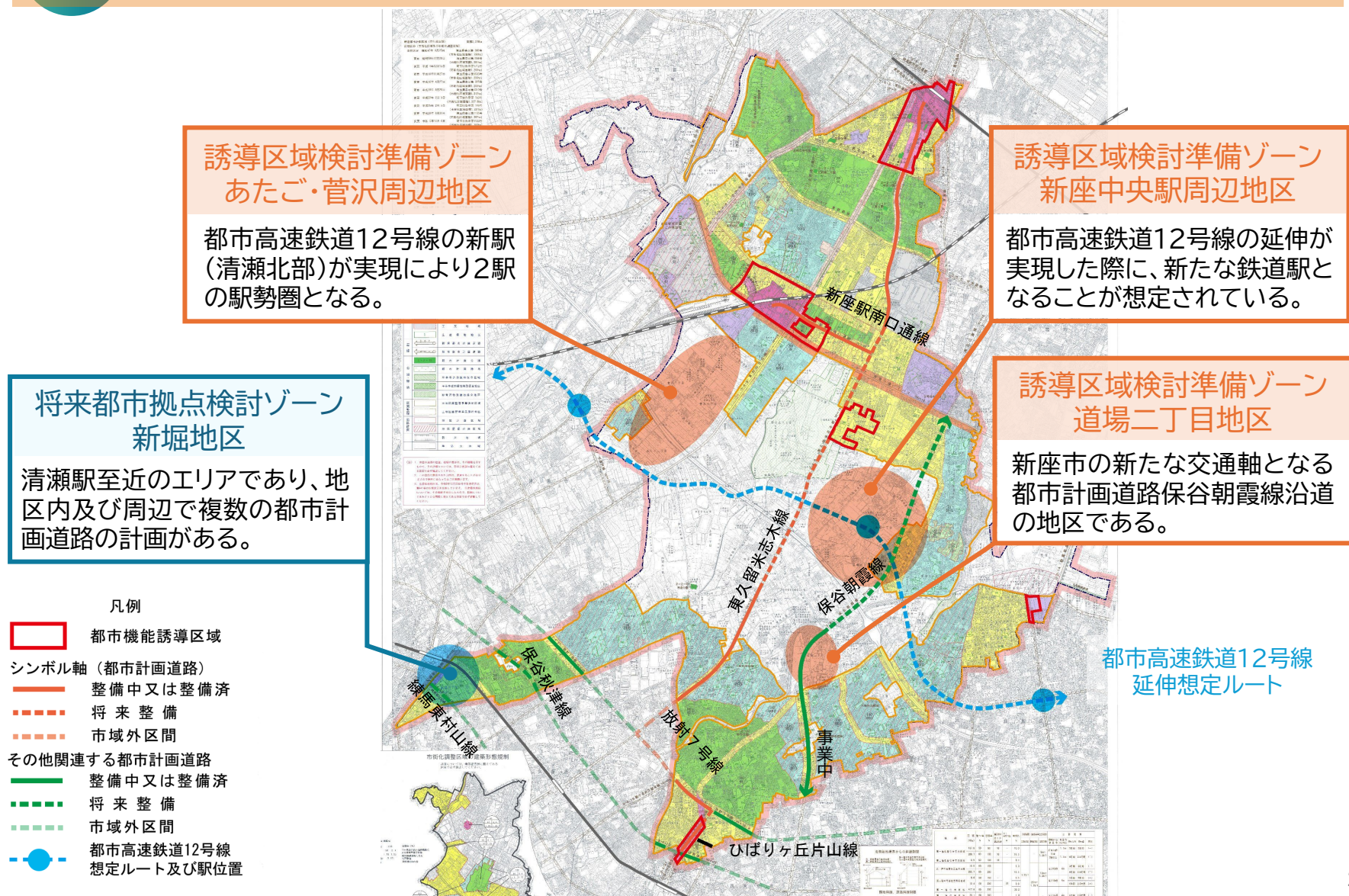
本計画では、さらなる「プラス」を生み出すために

「誘導区域検討準備ゾーン」

「将来都市拠点検討ゾーン」

の位置づけを行います。

8 本市独自のゾーンの設定について



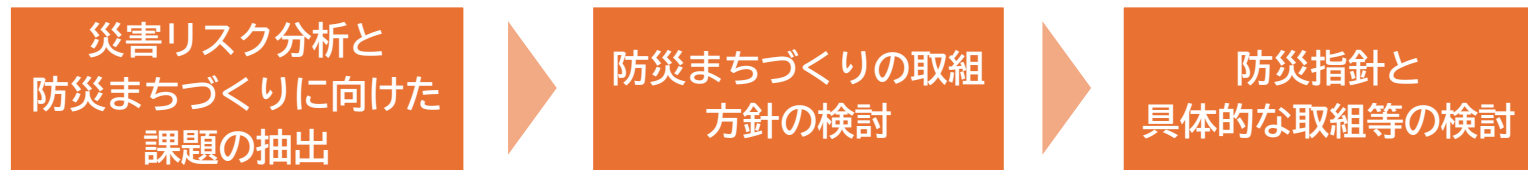
9 防災指針

防災指針の概要

防災指針では、防災のためのハザード情報を用いて、都市における災害リスクを分析し、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保していくために、計画的な防災・減災対策の取組を定めます。

特に本計画で定める居住誘導区域内において、どのような災害リスクがあるかを分析し、リスクの回避や低減を図るための取組について整理します。

防災指針の検討の流れ



対象範囲

本指針では、水害（洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水））、土砂災害、地震のハザード情報を整理しています。

9 防災指針

災害リスク分析

防災指針の策定にあたって、次の項目を用いて災害リスクを分析します。

表 本市の都市特性の種別

種別
人口分布（100mメッシュ）
建物分布
要配慮者利用施設
道路網（緊急輸送道路）
指定緊急避難場所
大規模盛土造成地
住宅密集地 （不燃領域率、戸建て住宅密度）

表 本市のハザード情報の種別

種別	ハザード情報
洪水 （外水氾濫）	洪水浸水想定区域（想定最大規模※）
	浸水継続時間（想定最大規模※）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
雨水出水 （内水）	雨水出水浸水想定区域（想定最大規模※）
	内水被害実績
土砂災害	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域
地震	液状化マップ
	揺れやすさマップ
	地域の危険度マップ
	延焼クラスター

※想定最大規模：1000年に1度程度の降雨時を指す

9 防災指針

新座市立地適正化計画

エリア別の課題の整理

洪水 浸水想定

○0.5～3.0mの浸水想定区域に要配慮者利用施設や1階建ての住宅が立地し周辺に避難場所がないため、早期の確実な避難判断・行動や備蓄品の用意等の対策の充実が求められます。

洪水 浸水想定

○0.5～3.0mの浸水想定区域に要配慮者利用施設が立地しているため、早期の確実な避難判断のための対策の充実が求められます。

洪水 地震 浸水想定・液状化

○緊急輸送道路周辺に0.5～3.0mの浸水想定や液状化の危険性があり、被害を抑えるための対策と、被災後の早期復旧のための対策が求められます。

地震

揺れやすさ

○居住誘導区域内に震度階級が高いエリアがあり、被害を抑えるための対策と、被災後の早期復旧のための対策が求められます。

地震

住宅密集地

○災害時の避難や消火活動に支障をきたす可能性があるため、被害を抑えるための対策が求められます。

雨水出水

内水浸水

○志木駅周辺について、都市機能誘導区域で0.5～1.0mの浸水が想定されているため、浸水リスクを低減するための対策が求められます。

土砂災害

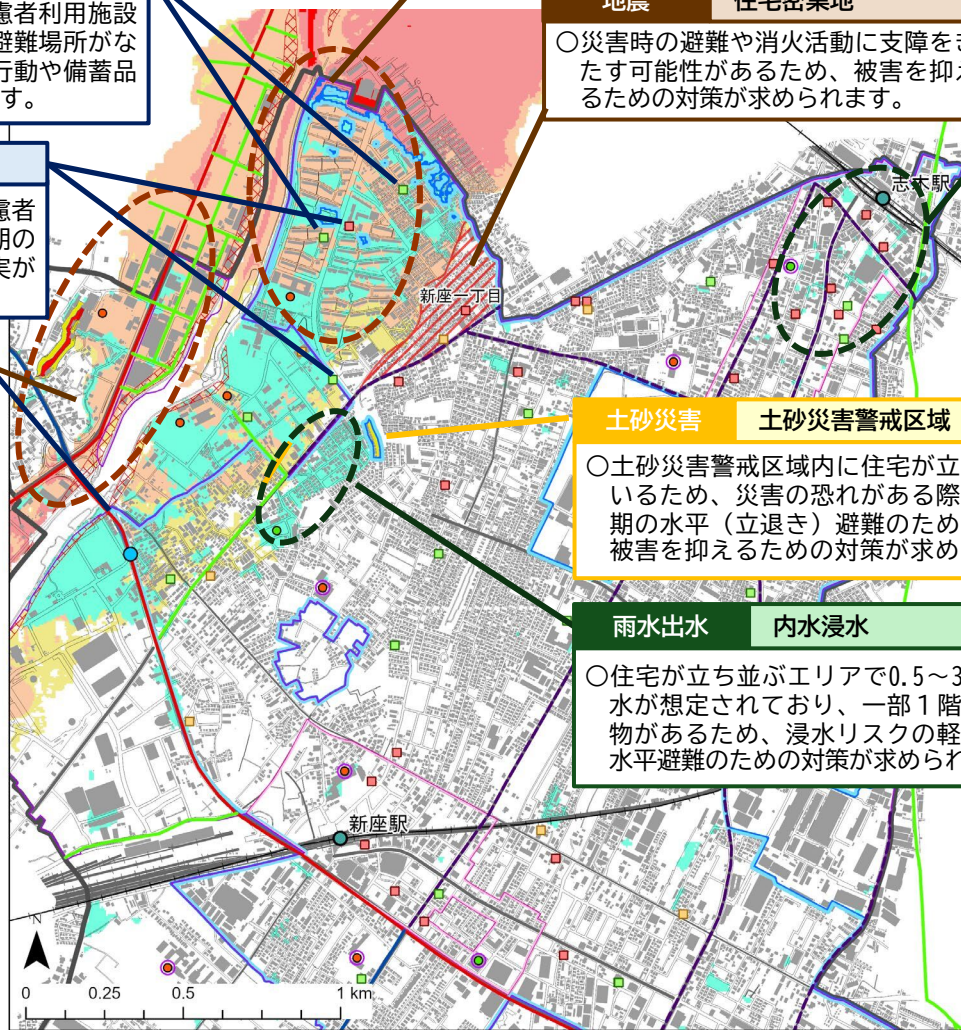
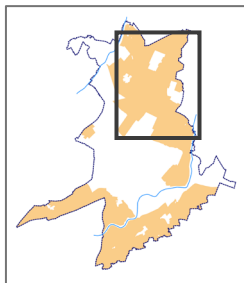
土砂災害警戒区域

○土砂災害警戒区域内に住宅が立ち並んでいるため、災害の恐れがある際には、早期の水平（立退き）避難のための対策、被害を抑えるための対策が求められます。

雨水出水

内水浸水

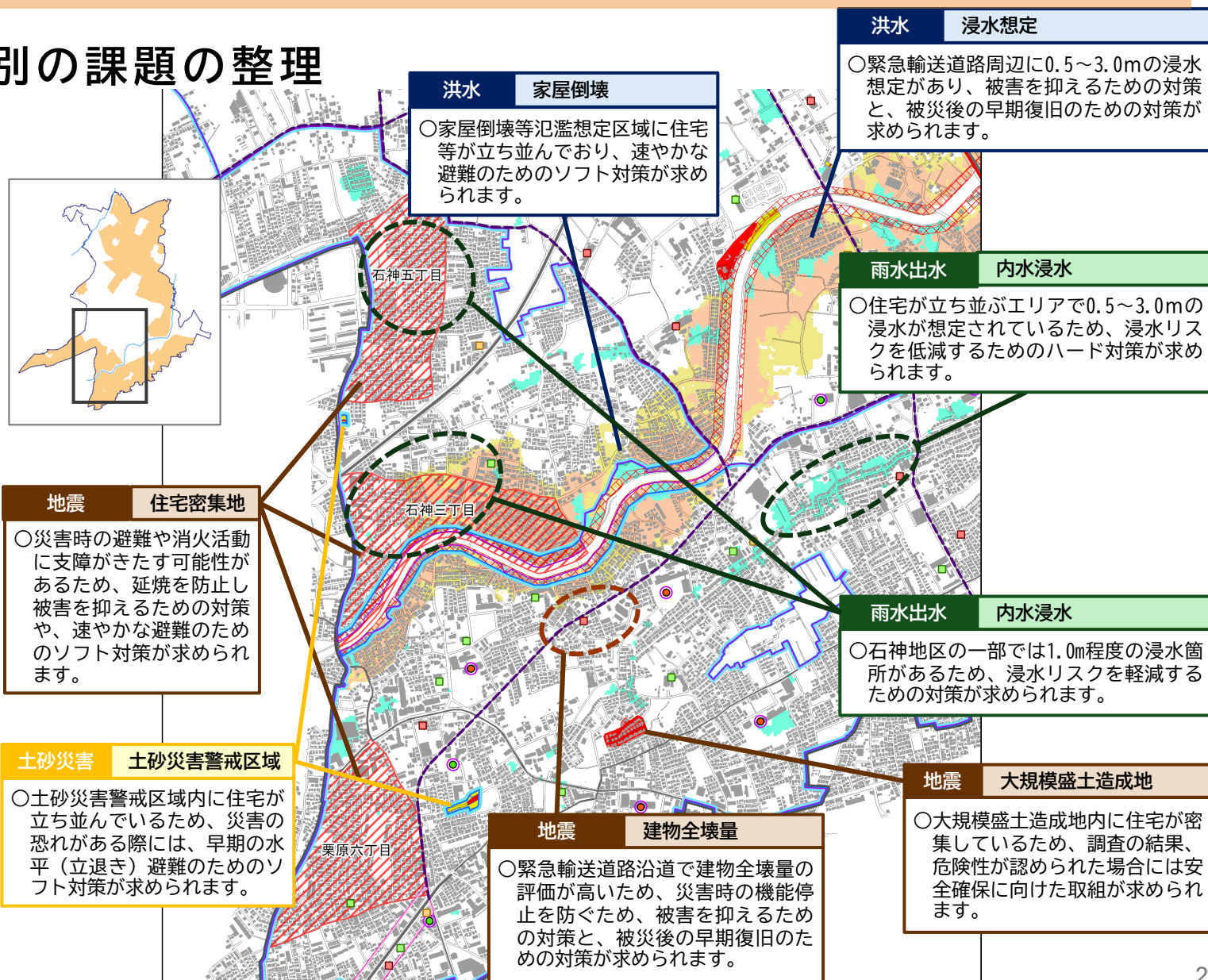
○住宅が立ち並ぶエリアで0.5～3.0mの浸水が想定されており、一部1階建ての建物があるため、浸水リスクの軽減に加え、水平避難のための対策が求められます。



9 防災指針

新座市立地適正化計画

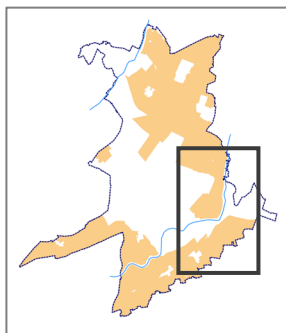
エリア別の課題の整理



9 防災指針

エリア別の課題の整理

新座市立地適正化計画

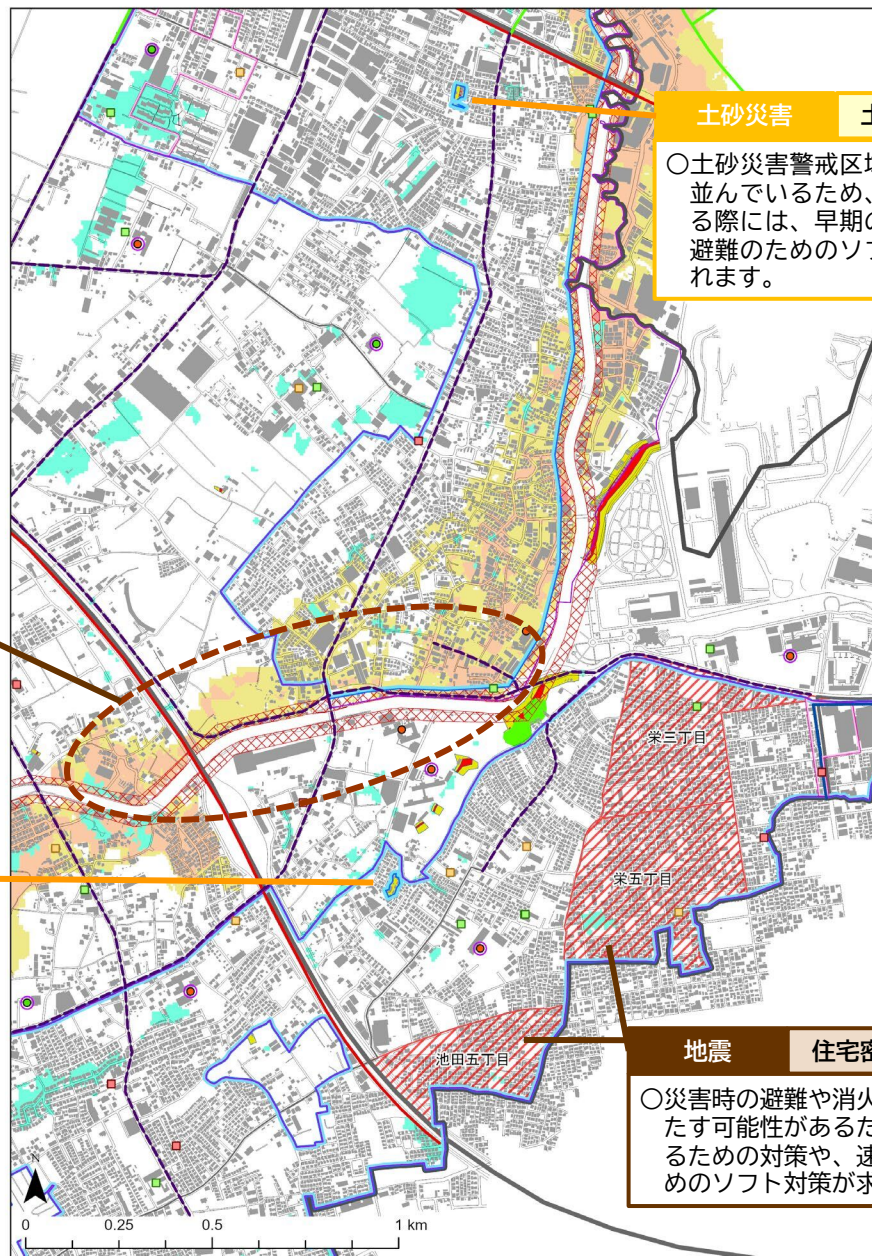


地震 液状化

○緊急輸送道路周辺に液状化の可能性が高いエリアがあり、被害を抑えるための対策や避難のためのソフト対策、被災後の早期復旧のための対策が求められます。

土砂災害 土砂災害警戒区域

○土砂災害警戒区域内に住宅が立ち並んでいるため、災害の恐れがある際には、早期の水平（立退き）避難のためのソフト対策が求められます。



土砂災害 土砂災害警戒区域

○土砂災害警戒区域内に住宅が立ち並んでいるため、災害の恐れがある際には、早期の水平（立退き）避難のためのソフト対策が求められます。

地震 住宅密集地

○災害時の避難や消火活動に支障がきたす可能性があるため、被害を抑えるための対策や、速やかな避難のためのソフト対策が求められます。

9 防災指針

災害に強いまちの形成に必要な課題

項目	主な課題
洪水 (外水氾濫)	・ 0.5～3.0mの浸水想定区域内に1階建ての建物や要配慮者利用施設が立地しており、早期の避難判断や備蓄品の用意などが求められる ・ 想定浸水深3.0m以上の浸水想定区域については、区域外への居住誘導と、現に居住する者に対しては早期の避難を促す必要がある
雨水出水 (内水)	・ 0.5～3.0mの浸水が想定されるエリアがあり、被害を抑えるための対策が求められる ・ 浸水想定区域内に住宅等が立ち並び、早期の避難判断が求められる
土砂災害	・ 警戒区域内に住宅が立ち並んでいるため、災害の恐れがある場合には早期の水平避難の判断が求められる
地震	・ 緊急輸送道路が災害時において機能停止に陥らないための対策や液状化による被害を抑える対策、早期復旧のための備えが求められる ・ 現に建物の存する居住誘導区域内にも震度階級が高いエリアがあり、被害低減のための対策や早期復旧のための備えが求められる ・ 大規模盛土造成地内に住宅が密集しているため、調査を行い、危険性が認められれば安全確保に向けた取組が求められる ・ 住宅密集地等においては、災害時の避難や消火活動に支障をきたす可能性があり、日ごろからの避難ルートの確認や被害を抑えるための対策が求められる

9 防災指針

取組の設定方針・内容

各災害共通の取組

取組方針

- 様々な地域コミュニティにおける防災知識の普及啓発、自主防災会の育成強化等を通じ、自助・共助による防災力強化を図ります。
- 円滑な避難活動を行えるよう、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制の整備を図るとともに、災害発生時の最適な避難ルートの検討及び普及を行います。
- 緊急輸送道路については、被害低減のための対策や、被災後の早期復旧のための備えを行います。

取組内容

区分	取組内容	実施主体
ソフト	●防災関係機関、市民の連携と防災体制の強化を目指し、防災訓練を継続的に実施するとともに、出前講座などでの防災知識の普及も行います。	国 県 市 市民
ソフト	●地域コミュニティにおける自発的な防災活動を促進するため、各地区の特性に応じた地区防災計画の策定又は見直しを行うよう、市が地区居住者等へ働きかけます。	市 市民
ソフト ハード	●適切な避難経路を想定しておくよう啓発を行うとともに、要配慮者も避難経路として安心安全に利用できる避難しやすい環境整備を推進します。	市
ソフト	●広報誌、ホームページ、各種マスメディア、町内会における回覧等複数の情報媒体を通じて防災知識の普及啓発を行います。	市 事業者 市民
ソフト	●緊急輸送道路について被災時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国、県、近隣市、警察、自衛隊や民間事業者等との協力体制を整備します。	国 県 市 事業者ほか

9 防災指針

取組の設定方針・内容

洪水（外水氾濫）・雨水出水（内水）に関する取組

取組方針

- 治水能力の向上により被害の低減を図るため、国・県と連携した総合治水対策を図ります。
- 雨水管渠の整備を引き続き行います。
- 公共施設の整備に対し、雨水浸透貯留施設等の設置を検討し、雨水流出の抑制を図ります。
- 開発行為等に対し、浸水に関する対策を指導します。
- 災害リスクの高いエリアについては、安全なエリアへの居住の誘導を検討していきます。
- 浸水被害の低減を図るため、雨水浸透・保水機能を有する緑地・農地の保全に努めます。

取組内容

区分	取組内容	実施主体
ハード	●一級河川の荒川及び新河岸川における洪水調整施設整備等の治水対策を進め、洪水を安全に流下させる川づくりを推進します。	国 県 市
ハード	●一級河川の柳瀬川及び黒目川は、関係機関へ引き続き適正な維持・管理及び更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を要望します。	県 市
ハード	●市管理の河川については、引き続き適正な維持・管理を実施するとともに、更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。	市
ハード	●新座市雨水管理総合計画における重点対策地区においては、計画目標値の達成に資するハード整備を引き続き行います。	市 事業者 市民
ハード	●公共施設の整備においては、積極的に雨水貯留施設、雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、民間開発行為における雨水流出抑制施設の設置を指導します。	市 事業者
ソフト	●災害リスクの高いエリア（浸水深度3.0m以上）から、居住誘導区域への居住を誘導します。	市
ハード	●雨水流出量を抑制するため、農地・樹林地等の保水・湧水機能の保持を図っていきます。	市 事業者 市民
ハード	●新たな道路整備及び市街地整備においては、透水性舗装を実施します。（雨水出水（内水）対策）	市 事業者

9 防災指針

取組の設定方針・内容

土砂災害に関する取組

取組方針

- 災害リスクの高いエリアについては、安全なエリアへの居住の誘導を検討していきます。
- 大規模盛土造成地については災害時の滑動崩落による被害を防止するため、一定の要件を満たす箇所について調査し、必要に応じた対策を検討します。

取組内容

区分	取組内容	実施主体
ソフト	●災害リスクの高いエリア（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）から、居住誘導区域への居住を誘導します。	市
ソフト	●災害リスクの高いエリアの居住者に対し、避難に関する情報を一斉発信する体制を整えます。	市
ソフト	●災害リスクの高いエリアの所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁、排水施設及びその他必要な防災工事を施すよう、県と連携して指導を行います。	県 市 事業者 市民
ソフト	●大規模盛土造成地については令和7年度に実施した変動予測調査結果に基づき、安全性が確認できない場合は、官民連携のもと宅地耐震化を推進します。また、安全性が確認できた場合は、必要に応じて経過観察を実施します。	市 市民
ソフト	●大規模盛土造成地については、発災後の2次災害を防止するために、被災宅地危険度判定を優先的に実施できる体制を整えます。	市

9 防災指針

取組の設定方針・内容

地震に関する取組

取組方針

- 建築物やインフラの耐震化や、無電柱化の推進により震災時の被害を最小限に抑える事前対策を講じます。
- 震災に強いまちづくりのため、都市計画制度の活用により、住宅密集地の解消を推進していきます。
- 火災時の延焼を防止するため、特に密集市街地における建物の不燃化やオープンスペースの確保、消防設備の充実を図ります。

取組内容

区分	取組内容	実施主体
ソフト	●木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域又は準防火地域を指定し、不燃化率の改善を図ります。	市
ハード	●建築物の倒壊等により緊急輸送道路が閉塞されることを防ぐため耐震化を促進します。	県市
ハード	●避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化を実施します。	市
ハード	●基幹管路、漏水した際に重大な被害をもたらす可能性のある管路及び避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化を実施します。	市
ソフト	●耐震化に対する意識啓発及び情報提供や耐震関連の各種助成制度を活用し、住宅の耐震化に努めます。	市・事業者 市民
ソフト ハード	●公共建築物及びインフラ施設については、耐震診断を実施し、施設の耐震性能を把握します。その結果、危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ、施設の耐震化に努めます。	市
ソフト	●災害時における避難のしやすさを維持するため、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について啓発を行い、助成制度を活用した危険なブロック塀の解消を促します。	市 市民
ソフト	●自主防災会に配備している軽可搬動力ポンプを活用し、迅速な初期消火活動及び地域の実情に合った細やかな対応を図ります。	市 市民
ハード	●消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情に合った消防水利の増設と機能の確保を図ります。	市 事業者
ハード	●シンボルロード及びその周辺や、新たな市街地整備を行う地区については無電柱化を推進します。	市 事業者
ハード	●空地を確保するため、農地・樹林地等の保全を図っていきます。	市・事業者 市民